

3 印紙税

印紙税…不動産取引の契約書を作るとき等に払う国税です

(1) 課税物件表

課税物件	課税標準及び税額		非課税物件	
(a)不動産等の譲渡に関する契約書 (b)地上権、土地の賃借権の設定または譲渡に関する契約書	(ア) 契約金額の記載のある契約書1通につき		1万円未満の契約金額の記載のある契約書	
	超	以下		
		10万円		200円
	10万円	50万円		400円
	50万円	100万円		1,000円
	100万円	500万円		2,000円
	500万円	1,000万円		1万円
	1,000万円	5,000万円		2万円
	5,000万円	1億円		6万円
	1億円	5億円		10万円
	5億円	10億円		20万円
	10億円	50億円		40万円
	50億円			60万円
	(イ) 契約金額の記載のない契約書1通につき200円			
売上代金に係る金銭等の受取書 例) 不動産賃料の受取書	(ア) 売上代金に係る金銭で受取金額の記載のあるもの		5万円未満の契約金額の記載のある契約書	
	超	以下		
		100万円		200円
	100万円	200万円		400円
	200万円	300万円		600円
	300万円	500万円		1,000円
	500万円	1,000万円		2,000円
	1,000万円	2,000万円		4,000円
	2,000万円	3,000万円		6,000円
	3,000万円	5,000万円		1万円
	5,000万円	1億円		2万円
	1億円	2億円		4万円
	2億円	3億円		6万円
3億円	5億円	10万円		
5億円	10億円	15万円		
10億円		20万円		
	(イ) (ア)に掲げる受取書以外の受取書1通につき200円			

3. 印紙税

(2) 印紙税の特例(措法91条)

平成26年4月1日から令和9年3月31日までの間に作成される不動産の譲渡に関する契約書および建築工事の請負に関する契約書で契約金額が10万円を超えるものに係る印紙税は、下表のように軽減されます。

記載された金額		印紙税額
不動産売買契約書	建設工事請負契約書	
10万円超 50万円以下	100万円超 200万円以下	200円
50万円超 100万円以下	200万円超 300万円以下	500円
100万円超 500万円以下	300万円超 500万円以下	1,000円
500万円超 1,000万円以下		5,000円
1,000万円超 5,000万円以下		1万円
5,000万円超 1億円以下		3万円
1億円超 5億円以下		6万円
5億円超 10億円以下		16万円
10億円超 50億円以下		32万円
50億円超		48万円

(3) 文書の種類と印紙税の取扱い

文書の種類(例)	印紙税の取扱い
(a) 不動産の売却、買入、賃貸、貸借、斡旋などの申込書 (b) 仲介手数料契約書 (c) 不動産の媒介契約書 (※業者同士の媒介契約書では課税されることも) (d) 重要事項説明書 (e) 媒介業務報告書	課税文書には該当せず
(f) 不動産購入申込書	i 販売会社保存用で、別途売買契約書を作成する旨記載されている場合は、課税文書に該当せず ii 申込者保存用は不動産の譲渡に関する契約書に該当
(g) 不動産売買契約書 (h) 土地賃貸借契約書 (i) 不動産交換契約書	記載金額に応じ(1) 〔及び譲渡契約書については(2)〕の表により算定
(j) 車庫賃貸借契約書	課税文書には該当せず
(k) 借地権譲渡契約書	記載金額に応じ(1)の表により算定
(l) 登記承諾書	課税文書には該当せず